

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成25年9月26日棄却・確定

（第一審・前橋地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年11月9日判決、本資料262号－242・順号12092）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年4月11日判決、本資料263号－73・順号12197）

決 定
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年9月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	丸山 幸男 ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	岡部 博昭